

指定管理業務点検・評価シート（令和7年度業務）

令和8年7月24日

施設名	鳥取県営東山水泳場	所在地	鳥取県米子市東山92
施設所管課名	スポーツ振興局スポーツ課	連絡先	0857-26-7919
指定管理者名	(一財)鳥取県水泳連盟 (公財)鳥取県スポーツ協会 共同企業体	指定期間	令和4年4月1日～令和9年3月31日

1 施設の概要

設置目的	スポーツの振興と県民の心身の健全な発達に寄与する。
設置年月日	飛込プール：昭和56年 8月19日 競泳プール：昭和58年 6月19日
施設内容	・敷地面積：飛込プール 1,522.4㎡、競泳プール 11,672.3㎡ ・延床面積：4,429.02㎡ ・施設内容：飛込プール、屋内25mプール、屋外50mプール、採暖室、男女更衣室、シャワー室
利用料金	施設ホームページ(http://tottori-swim.jp/?page_id=22)のとおり
開館時間	屋内プール：午前10時から午後8時まで 屋外プール：午前10時から午後5時まで（7月20日から8月31日までは午後6時まで） ※屋外プールは、6月15日から9月15日まで営業
休館日	毎週水曜日及び12月29日から翌年の1月3日まで

2 指定管理者が行う業務

委託業務の内容	・東山水泳場の施設設備の維持管理に関する業務（施設設備の保守管理、修繕、清掃、保安警備等） ・東山水泳場の利用の許可、利用料金の徴収等に関する業務 ・その他施設の管理運営に必要な業務（利用者の受付・案内、付属設備・備品の貸出、利用指導・操作、利用者へのサービスの提供、施設の利用促進、その他施設の管理運営に必要な業務） ・スポーツの普及振興
---------	---

3 施設の管理体制

管理体制	正職員4人、契約職員3人、臨時職員5人〔計12人〕 【体制図等】 館長（正職員1）— 副館長（正職員1）— スタッフ（正職員2） — 契約職員（3） — 臨時職員（非常勤5）
------	---

4 施設の利用状況

利用者数（人）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	2,679	3,461	5,129	14,042	3,242	3,816	3,661	3,185	3,147	3,005	3,455	3,108	51,930
	6年度	2,749	3,188	4,645	6,260	6,258	4,157	4,294	2,348	3,052	2,906	2,991	3,075	45,923
	増 減	▲ 70	273	484	7,782	▲ 3,016	▲ 341	▲ 633	837	95	99	464	33	6,007

利用料金収入（千円）		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
	7年度	190	265	424	458	404	317	269	273	216	206	260	253	3,535
	6年度	206	285	428	582	777	402	212	448	238	240	239	289	4,346
	増 減	▲ 16	▲ 20	▲ 4	▲ 124	▲ 373	▲ 85	57	▲ 175	▲ 22	▲ 34	21	▲ 36	▲ 811

5 収支の状況

区 分			7 年度	6 年度	増 減
収入	事業収入	施設使用料	4,116	4,346	▲ 230
		教室参加料	16,432	16,923	▲ 491
		イベント			
		小 計	20,548	21,269	▲ 721
	事業外収入	自動販売機手数料	315	370	▲ 55
		県委託料	74,250	69,577	4673
		雑入			
		小 計	74,565	69,947	4618
	計		95,113	91,216	3897
支出	人 件 費		45,921	37,741	8180
	管理運営費		43,947	51,915	▲ 7968
	事 業 費				
	計		89,868	89,656	212
収 支 差 額			5,245	1,560	

6 労働条件等

確認項目		状況			備考
		正職員	非常勤職員	臨時職員	
雇用契約・ 労使協定	労働条件の書面による提示	就業規則	任用条件通知書	任用条件通知書	※書面の名称を記入
	就業規則の作成状況	有	有	有	※常時10人以上の労働者を使用する場合は作成、届出が必要
	労使協定の締結状況	有	有	有	※労働基準監督署長への届出が必要な協定の有無
労働時間	所定労働時間	8時間/日	8時間/日	4時間/日	※幅がある場合は上限、下限を記入
	時間管理の手法	使用者の現認	使用者の現認	使用者の現認	※タイムカード、ICカード、自己申告、使用者の現認などの別を記入
	休暇、休日の状況	週休2日	週休2日	無	※幅がある場合は上限、下限を記入
給与	給与金額	262,546	191,628	48,259	※平均月給を記入
	最低賃金との比較	適	適	適	※適否を記入
	処遇改善計画との比較	232%	230%	—	※達成率を記入
	支払い遅延等の有無	無	無	無	※有無を記入
安全衛生	一般健康診断の実施	年1回実施			
	産業医の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※業種・規模の要件あり
	衛生管理者の選任	選任の要否：否	選任状況：選任なし		※規模の要件あり
	安全衛生推進者（衛生推進者）の選任	選任の要否：要	選任状況：館長		※業種・規模の要件あり

（参考）

- 労働基準監督署長への届出が必要な労使協定の例（労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づくもの）
- ・労働者の貯蓄金をその委託を受けて管理する場合（労働基準法第18条）
 - ・1ヶ月単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の2 就業規則に定めた場合には届出不要）
 - ・1年単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の4、第32条4の2ほか）
 - ・1週間単位の変形労働時間制（労働基準法第32条の5）
 - ・時間外労働・休日労働（労働基準法第36条 いわゆる「36協定」）
 - ・事業場外労働のみなし労働時間制（労働基準法第38条の2 事業場外労働が法定労働時間内の場合には不要）
 - ・専門業務型裁量労働制（労働基準法第38条の3）

○各種管理者等の業種・規模に係る要件（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）に基づくもの）

種別	業種	規模（常時使用する労働者数）
産業医	全ての業種	50人以上
安全管理者	林業、鉱業、建設業、運送業、清掃業、製造業（物の加工業を含む。）、電気業、ガス業、熱供給業、水道業、通信業、各種商品卸売業、家具・建具・じゅう器等卸売業、各種商品小売業、家具・建具・じゅう器小売業、燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、自動車整備業及び機械修理業	50人以上
衛生管理者	全ての業種	50人～200人（1人選任）
		201人～500人（2人選任）
		501人～1,000人（3人選任）
		1,001人～2,000人（4人選任）
		2,001人～3,000人（5人選任）
		3,001人以上（6人選任）
安全衛生推進者	安全管理者と同じ	10人以上50人未満
衛生推進者	安全管理者の選任を要する業種以外の業種	10人以上50人未満

7 サービスの向上に向けた取組み

区 分	取 組 み 内 容
利用者サービス	・水温、水質管理の徹底による快適な環境づくり ・一般利用者への泳法とトレーニング方法をアドバイス ・受付案内の丁寧化、利用方法の分かりやすい説明 ・毎朝開館前の清掃衛生管理の徹底 ・スタッフによる更衣室、トイレの巡回を行い安全、衛生管理を徹底した。 ・備品付属設備の適切な貸出と点検 ・利用者の意見、要望を踏まえた改善対応
スタッフ普及と振興	・小学校授業の協力、小学校授業への指導者派遣、江府町教育委員会水泳イベントへ指導者派遣 ・スイミングスクール水泳無料体験の実施 ・鳥取県教育委員会体育保健課水泳指導者講習会への講師での協力 ・全国大会へ向けて競技力向上を目的とした合宿、練習環境の提供と指導者での協力 ・学校部活、保育園、幼稚園、地域団体米子水泳協会との連携による利用促進 ・健康づくりを目的とした水中ウォーキング教室一般利用の促進 ・大会・記録会等の開催支援
人員体制	・水泳初心者から競技者まで泳力に合わせた指導ができるよう全指導者が日本スポーツ協会公認コーチ資格を取得 ・不当要求講習会に職員2人参加、資格者の増員をした。
協力	・鳥取県西部広域行政管理組合消防局の水難救助訓練（潜水隊員の訓練及び新規隊員の養成）

8 利用者意見への対応

利用者意見の把握方法	・毎日の利用者への声掛け
------------	--------------

利用者からの苦情・要望	対 応 状 況
利用案内や掲示をもっと分かりやすくしてほしい	案内掲示を設置
混雑時のコース整理を分かりやすくしてほしい	歩くレーン、泳ぐレーンを一目でわかるようにした
更衣室の床が濡れている	スタッフが巡回時に吸水モップで水を拭き取る作業をしている、利用者本人も拭き取られる協力者がたくさんおられ、清潔な更衣室が保たれている。
イベント教室の開催	令和8年度に実施

利用者からの積極的な評価
・水温、水質が適切で快適に利用できる ・施設内が清潔に保たれている ・職員の受付・案内が丁寧で分かりやすい ・安心して泳げる安全管理がされている ・備品や設備が利用しやすい ・健康づくりや練習の場として満足度が高い

9 指定管理者による自己点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

〔成果のあった取組み・積極的に取り組んだ事項〕
・小学校授業の受け入れにより、小学生の水泳への動機づけができスイミングスクールへの入会につながった ・鳥取県障がい者就労事業振興センターとの連携で大会時の軽食販売、大会参加者から好評の意見があった ・普段から利用者への声掛けをし要望や気づきを聞き出している ・毎日スタッフによる清掃業務を徹底し施設内、敷地内ともに清潔、環境美化に努めている

〔現在、苦慮している事項〕〔今後、改善・工夫したい事項・積極的に取り組みたい事項〕
・機械、配管、外壁、雨漏り、自動計測装置、プール内塗装と修繕箇所多数 ・利用者への声掛けで意見、要望を聞く ・イベント水泳教室への取り組み ・スイミングスクール会員増につなげるよう小学校授業、保育園、幼稚園がプール利用時に保護者観覧の場を設ける

10 施設所管課による業務点検

労働関係法令、環境関連法令、建築物の管理に関する法令その他関係法令の遵守状況	☒
協定書（仕様書）、指定管理者募集（又は審査）要項及びその付属資料並びに指定管理者指定申請書の遵守状況	☒

項 目	評 価	点 検 結 果
〔施設設備の維持管理・緊急時の対応等〕 ○施設設備の保守管理・修繕 ○施設の保安警備、清掃等 ○事故の防止措置、緊急時の対応	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 モニターの確認や人員の配置により、監視体制を強化し、利用者の安全確保に努めた。
〔施設の利用の許可、利用料の徴収等〕 ○利用の許可 ○適正管理に必要な利用者への措置命令 ○利用料金の徴収、減免の実施	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔その他管理施設の管理に必要な業務〕 ○利用受付・案内 ○附属設備・備品の貸出し ○利用指導・操作	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔利用者サービス〕 ○開館時間、休館日、利用料金等 ○利用者へのサービス提供・向上策 ○施設の利用促進 ○個人情報保護、情報公開 ○利用者意見の把握・対応	4	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。 小学校授業を受け入れたことで、スイミングスクールの入会数が増え、利用者拡大に繋げた。 案内掲示の設置など、利用者の意見に柔軟に対応した。 利用者の絵を飾るなどして、館内装飾に努めた。
〔収入支出の状況〕	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔職員の配置〕 ○適正な職員配置 ○処遇改善計画の達成状況	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔会計事務の状況〕 ○不適正事案や事故等の有無 ○業務報告書（月次）における内部検査結果 ○利用料金等に係る適正な会計事務 （利用券、利用券管理簿の管理など） ○必要な規程類の整備 （会計規程、協定書等で整備が定められて いる規程など）	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔関係法令の遵守状況〕 ○関係法令に係る行政指導等の有無等 ・労働関係法令 （労働基準、労働安全、障がい者雇用等） ・環境関連法令 （大気、水質、振動、廃棄物等） ・その他の法令 ○県内発注（鳥取県産業振興条例）	3	概ね協定の内容どおり実施されており、適切な管理が行われている。
〔県の施策への協力〕 ○障がい者就労施設への発注	3	お菓子ボックスの設置やパンの販売に協力した。
総 括		

《評価指標》 5：協定書の内容について高レベルで実施されており、また、計画・目標を上回る実績があり、
4：協定書の内容以上の適切な管理が行われており、計画・目標を上回る実績があった。
3：おおむね協定書の内容どおり適切な管理が行われており、計画・目標に近い実績を達成している。
2：協定書の内容に対して不適切な事項が認められ、また、計画・目標を達成していない。
1：協定書の内容に対して重大な違反事項が認められる、指摘済みの不適切事項が放置されている、
※総括欄は、各項目の平均の小数点以下第2位を四捨五入した数値を基本に、総合的に評価する。